

ケアハウス重要事項説明書

(令和8年10月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0479-77-1331 (午前8時30分～午後5時00分)

担 当 生活相談員 伊藤 義光

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ケアハウス 芝山苑 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名	ケアハウス 芝 山 苑
所 在 地	千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番1

(2) 同施設の職員体制

	常 勤	資 格
管 理 者	1 名	
生活相談員	1 名	介護福祉士 (1)
介護職員	2 名	介護福祉士 (1)

(3) 同施設の概要

定 員		15名	
居 室	1人用居室	11部屋 (1室23.79㎡)	
	ご夫婦用居室	2部屋 (1室35.51㎡)	
浴 室		循環式浴槽と一般浴槽があります。	
食 堂	1 室	洗濯室	1 室

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事の提供

③入浴準備

④生活相談

⑤健康管理

⑥理美容サービス

⑦行政手続き代行等

⑧レクリエーション等

4 利用料金

(1) 基本料金 (別紙1)

(2) その他の料金

① 電気使用料	実 費
② 理美容費	1, 0 0 0 円 (髭剃り 5 0 0 円)

③ 入居者が選定する特別な
サービスの提供にかかる費用 (別紙2)

④ その他

上記の他 レクリエーション費用・外出時の食事や
買い物等の費用などは自己負担になります。

(3) 支払方法

別紙に定める月額利用料を、翌月分として、毎月25日までにお支払ください。

5 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるように、配慮していく。

また、入居者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会
- ・ 外出・外泊
- ・ 飲酒・喫煙
- ・ 所持品の持ち込み
- ・ 宗教活動
- ・ その他

(3) 利用者及びその家族等の禁止行為

利用者及びその家族等に次に掲げる行為があった場合、利用者に対して改善を求めます。改善が見られない場合または行為が悪質である場合は、契約を解除することがあります。

- ① 職員に対する暴力、暴言、威圧的な言動
- ② 職員に対する性的な言動や不適切な身体接触
- ③ 契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
- ④ 職員に対する金銭の要求や贈り物の強要
- ⑤ その他職員の人格や尊厳を傷つける行為

6 緊急時の対応方法

入居者に体調の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やか連絡いたします。

*当施設では、医療法人社団 徳風会 高根病院 を協力病院・協力歯科医療機関と定めております。

7 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 職員等は災害等を発見した場合直ちに消防機関へ通報するとともに、大声で他の職員及び苑内にいる者に知らせ、苑内にいる者の避難誘導に全力をあげること。
地震時、防火責任者は全職員に指揮し、火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
職員は、苑内にいる者に対して必要な指示をし、混乱防止に努める。
避難は、防災機関からの避難命令又は防火責任者の判断により開始する。
- ・ 防火設備 スプリンクラー設備・火災通報装置・誘導灯・自動火災通報設備・消火器・避難器具・非常警報装置
- ・ 防災訓練 年間行事計画による
- ・ 防火責任者 高根 完

8 サービス内容に関する相談・苦情・虐待の連絡先

当施設ご利用者 相談・苦情・虐待受付担当 伊藤義光
苦情解決責任者 尾崎正尚

電話 0479-77-1331

第三者委員 内藤 節子 電話 090-3108-4566

水口 勝史 電話 080-1212-5678

① 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名 芝山町

担 当 福祉保健課 電話 0479-77-3914

千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情処理係（24時間受付 平日 8:30～15:30 以外は留守番対応になります。）

電話 043-254-7428

9 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 徳 栄 会

代表者役職・氏名 理 事 長 高根 宏

本部所在地・電話番号 千葉県山武郡芝山町山中1337番1
0479-77-1331

定款の目的に定めた事業 1、第1種社会福祉事業
2、第2種社会福祉事業

施設・拠点等	3、居宅介護支援事業	
	4、その他これに付随する業務	
	特別養護老人ホーム	2ヶ所
	短期入所生活介護	2ヶ所
	通所介護	2ヶ所
	在宅介護支援センター	2ヶ所
	(うち居宅介護支援事業者	2ヶ所)

10 その他

年 月 日

ケアハウス入居に当たり、入居者に対して契約書及び書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番1

ケアハウス 芝山苑

説明者

生活相談員 伊藤義光 印

私は、契約書及び本書書面により事業者からケアハウスについての重要事項の説明を受けました。

入居者

住所

氏名

印

入居者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印